

(3)

子育て世帯の方へ
現金一括給付

10万円 臨時特別給付金を支給します

- 【支給対象】 下表の対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる対象者)
- 【給付額】 対象児童1人につき10万円(1回限りの給付です)
- 【対象児童・申請方法】 下表のとおり。ただし、公務員の方は下表の対象児童のいずれに該当する場合も申請が必要です。申請書は区ホームページから取り出すか、お問い合わせください。

対象児童	申請方法	支給時期
令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となるお子さん	申請は不要です。 児童手当を支給している口座に振り込みます。通知をお送りしていますので、ご確認ください。 なお、同じ世帯に平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれのお子さんがある場合はそのお子さんの給付金も同時期に支給します。	12月27日(月)に支給予定
平成15年4月2日～18年4月1日生まれのお子さん(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)	申請が必要です。 申請書を持参か郵送してください。 申請書は区ホームページから取り出すか、お問い合わせください。 対象と思われる世帯へ案内を順次発送します。	申請内容確認後、できる限り速やかに支給します。
令和3年10月～4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)支給対象のお子さん(新生児)	申請が必要な場合があります。 児童手当の手続きの際に申請が必要かご確認ください。 ただし、11月下旬までに児童手当の認定を受けている方は申請不要です。12月27日(月)に支給予定です。	

- 【申請期限】 3月31日(木) ※新生児の申請期限は詳細が決まり次第、広報かつしかなどでお知らせします。
- 【申し込み・担当課】 〒124-8555葛飾区役所子育て支援課(区役所4階401番) ☎03-5654-8294

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

詳細が決まり次第、広報かつしか(1月15日号(予定))やホームページなどでお知らせします。

【担当課】 福祉管理課 ☎03-5654-8243

年末 生活困窮臨時窓口を開設します

【担当課】 福祉管理課 ☎03-5654-8625

新型コロナウイルスの影響により、住居がないなど、生活に困窮している方の緊急相談を受け付けます。

日時 12月31日(金)午前8時30分～午後5時
区役所夜間・休日窓口(区役所1階)へお越しください。

第14回 堀切大凧揚げ大会について

1月15日(土)の堀切大凧揚げ大会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、堀切中学校のみの参加とします。一般者の参加はできません。

【担当課】 生涯学習課 ☎03-5654-8477

国民健康保険に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間を延長します

支給を受けるためには申請が必要です。申請には一定の要件を満たしている必要があります。申請する場合は、必ず事前に電話でお問い合わせください。

対象

新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない方
※給与などの支払いを受けている方に限ります。個人事業主やフリーランスの方は対象となりません。

適用期間

令和2年1月1日～4年3月31日(令和3年12月31日から延長になりました)に療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合は、最長1年6カ月まで)

支払期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

支払額

直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数×支給対象となる日数×3分の2

※給与などの全部または一部を受けることができる場合は、支給額を調整します(支給されない場合もあります)。

担当課 国保年金課 ☎03-5654-8212

税理士による無料申告相談

申告相談や申告書作成指導を行います。当日の受け付けは、定員に達し次第終了となりますので、事前申し込みをご利用ください。

申告書の提出のみの方は、郵送または税務署窓口で提出してください。【担当課】 税務課

日時・会場

車での来場はご遠慮ください。

日程	会場
1/31(月)～2/2(水)	新小岩北地区センター(東新小岩6-21-1)
2/1(火)～2/4(金)	堀切地区センター(堀切3-8-5)
2/1(火)～2/4(金) 2/7(月)～2/9(水)	金町地区センター(東金町1-22-1)
2/7(月)～2/9(水)	高砂地区センター(高砂3-1-39)

いずれも午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分。

相談内容

- ▶小規模納税者の所得税・復興特別所得税・個人消費税の申告
 - ▶年金受給者・給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告
- いずれも、土地・建物・株式などの譲渡所得がある方は除く。

申込方法

▶インターネット 1月5日(水)から申込サイトで。

▶電話 1月11日(火)から申込専用番号(☎0570-007-685(月～金曜日/午前9時～午後6時))で。



▲申込サイト

相談・申告に必要なもの

- ▶税務署から送付されたお知らせハガキまたはお知らせ通知書
- ▶源泉徴収票や医療費控除の明細書など
- ▶前年の申告書控え ▶筆記用具、計算器具
- ▶申告される方のマイナンバー(個人番号)カードの写し、または通知カードの写しおよび本人確認書類(運転免許証など)
- ▶還付の場合は、申告する方の金融機関および口座番号が分かる物

問い合わせ

葛飾税務署 ☎03-3691-0941



政治家は有権者に寄附を「贈らない」 有権者は政治家に寄附を「求めない」 政治家から有権者への寄附は「受け取らない」 寄附禁止のルールを守って明るい選挙を実現しましょう。【担当課】 選挙管理委員会事務局 ☎03-5654-8493～6

